

豊中市立ふれあい緑地球技場管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市体育施設条例施行規則（平成27年豊中市規則第63号。以下「規則」という。）第19条の規定により、豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号。以下「条例」という。）第2条に規定する体育施設のうち、ふれあい緑地球技場（以下「施設」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用調整による使用)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事業等については、毎年度当初に使用計画を立て、当該計画の実施に必要な範囲において、規則第3条第2項による申込前に施設を使用することを決定し、又は承認することができる。なお、その場合における優先順位は、次の各号に定める順序とする。

- (1) 施設の工事及び整備
 - (2) 市が主催する事業
 - (3) 市が補助金を支出している団体が行う事業であって市が共催し、又は後援するもの
 - (4) 官公署が行う事業であって市若しくは委員会が共催し、又は後援するもの
 - (5) 全市的に、又は地域的に組織された団体が地域スポーツの推進を目的として広く市民に参加を呼びかけて行う事業であって市が共催し、又は後援するもの
 - (6) その他地域スポーツの推進を目的として広く市民に参加を呼びかけて行う事業であって市が共催し、又は後援するもの
- 2 毎年度当初以外の時期においても、市長は、前項各号に掲げる事業等については前項の例により決定し、又は承認することができる。

(利用者の登録)

第3条 規則第3条第5項の規定により施設を使用しようとする利用者は、あらかじめ、使用団体登録申込書及び団体構成員名簿を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項による登録の受付は、武道館ひびき窓口において業務日に行う。
- 3 団体の登録資格は、10人以上の構成員によって構成される団体とする。
- 4 規則第9条第3項の規定による高齢者団体、障害者団体及び小人団体の範囲は次の各号のとおりとする。
 - (1) 高齢者団体 10名以上、かつ65歳以上が7割以上の団体
 - (2) 障害者団体 10名以上、かつ身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、国が定める療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他市長がこれらの者に準ずると認める者が7割以上の団体
 - (3) 小人団体 10名以上、かつ指導者を除く構成員全員が中学生以下の団体
- 5 第4項及び前項の団体の構成員は、他の団体の構成員を兼ねることができない。
- 6 1つの団体を複数の団体に分割して登録することはできない。
- 7 登録された団体は、第1項の団体構成員名簿を毎年度、市に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認の申込み)

第4条 豊中市スポーツ施設情報システム（豊中市スポーツ施設情報システム規則（平成27年豊中市規則第65号以下「システム規則」という）第2条第1項第1号に規定する情報システムをいう。以下「情報システム」という。）利用者として登録を受けていない者（以下「未登録者」という。）は、規則第3条第3項に規定する申込期間内に施設の使用承認（抽選申込み）を申し込もうとする際、市内居住者又は市内在勤者であることの確認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、団体の場合に準用し、その場合における市内者団体であることの確認は、団体登録証の確認により行う。
- 3 前各項の申込みの受付は、武道館ひびき窓口において業務日に行う。
- 4 空き区分（システム規則第11条第1項の規定による抽選後において使用承認の申込みが可能な区分をいう。以下同じ。）については、随時、情報システムにより使用承認の申込みができる。未登録者の受付は、前項の例による。

5 使用日当日の使用承認の申込みの受付は、第3項の例による。

6 条例第3条ただし書の規定により、市が特に必要があると認める目的外使用による使用承認の申込みについては、別に定める。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的以外に施設を使用し、又は施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 使用承認のない物件を使用しないこと。
- (3) 党派的政治目的（公職選挙法（昭和25年法律第100号）による演説会を除く。）又は宗教的目的を有する行為をしないこと。
- (4) 建物、附属物、器具等を滅失又はき損しないこと。
- (5) 火災及び傷害の防止に努めること。
- (6) 使用後は、施設の職員の指示を受けて、速やかに原状回復、清掃等を行うこと。
- (7) 入館者又は入場者に対し、次条の規定を順守させること。

(入場者等の義務)

第6条 入館者及び入場者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (2) 施設内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 施設の職員の指示に従うこと。

(規則第11条第11号に定める使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき)

第7条 規則第11条第1号に定める使用者の責めによらない事由によって使用することができないときとは、当該事由によって施設の使用が、使用時間区分の2分の1以上の時間について使用できないときとする。

(使用不可能の判断)

第8条 雨天等による使用不可能の判断は、使用時間の開始15分前の時点で施設管理職員が行う。ただし、使用時間の開始後に天候が悪化した場合は、その時点での判断による。

(光化学スモッグ)

第9条 光化学スモッグが発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の各号に定めるとおり処置する。

- (1) 予報又は注意報の場合 ハンドマイク及び掲示板により予報又は注意報が発令されていることを周知徹底させる。
- (2) 警報及び重大警報の場合 直ちに施設の使用を中止し、可能な範囲で使用者を屋内に退避させる。

(シャワーの利用料)

第10条 施設に設けられたシャワーの1回あたりの利用料の額は100円とし、使用可能時間は5分間以内とする。

2 前項の規定に関わらず、市長が特別の理由があると認める場合は、利用料を免除することができる。

(損害賠償)

第11条 条例第10条に定める市長が必要と認める損害額は専門業者による見積額とし、使用日から1ヶ月以内に賠償しなければならない。

(傷害事故の責任)

第12条 施設の使用中に当該施設内で生じた傷害事故については、施設管理の瑕疵以外は、使用者の責任において処理するものとする。

(その他)

第13条 前各条に定めるもののほか、施設の管理運営について必要な事項は、市長の判断による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。